

地区	目次番号	条	名称	項	改定内容	改定理由	追加・修正文章	
							改定前	改定後
	別紙	7	燃料費等調整（高圧）		参照する関西電力株式会社 の電気供給条件（特別高圧・高圧）及びこれに基づく算定諸元の更新	関西電力株式会社が改定を実施するため。	電力会社約款等の内容にかかわらず、電圧区分が高圧の契約種別については、燃料費等調整額として、次の「(1) 燃料費調整単価の適用」および「(2) 市場価格調整単価の適用」を除き、関西電力株式会社が定める「電気供給条件（特別高圧・高圧）（2025年4月1日実施）」（変更があった場合には、変更後の内容といたします。）に定める燃料費調整額および市場価格調整額が適用されるものといたします。なお、燃料費調整の基準単価は「高圧で供給を受ける場合」の数値、市場価格調整の調整係数は「高圧500キロワット未満の契約種別の場合」の数値がそれぞれ適用されるものといたします。	電力会社約款等の内容にかかわらず、電圧区分が高圧の契約種別については、燃料費等調整額として、次の「(1) 燃料費調整単価の適用」および「(2) 市場価格調整単価の適用」を除き、関西電力株式会社が定める「電気供給条件（特別高圧・高圧）（2026年11月1日実施）」（変更があった場合には、変更後の内容といたします。）に定める燃料費調整額および市場価格調整額が適用されるものといたします。なお、燃料費調整の基準単価は「高圧で供給を受ける場合」の数値、市場価格調整の調整係数は「高圧500キロワット未満の契約種別の場合」の数値がそれぞれ適用されるものといたします。
関西	別紙	7	燃料費等調整（高圧）	(1)	平均燃料価格算定期間とそれに対応する燃料費調整単価適用期間の変更	関西電力株式会社が燃料費調整（高圧）の一部見直しを実施するため。	平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間
							毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る検針期間
							毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る検針期間
							毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る検針期間
							毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る検針期間
							毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る検針期間
							毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る検針期間
							毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る検針期間
							毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る検針期間
							毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る検針期間
							毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る検針期間
							毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る検針期間
							毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る検針期間
							毎年1月1日から1月31日までの期間	その年の4月分の料金に係る検針期間
							毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年の場合は、2月29日までの期間)	その年の5月分の料金に係る検針期間
							毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る検針期間
							毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る検針期間
							毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る検針期間
							毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る検針期間
							毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る検針期間
							毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る検針期間
							毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る検針期間
							毎年10月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る検針期間
							毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る検針期間
							毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る検針期間